

令和6年度

財政援助団体等監査報告書

南房総市監査委員

目 次

第1 監査の概要

1 監査の目的	1
2 監査の対象	1
3 監査の実施日	1
4 監査の着眼点	1
5 監査の実施内容	3

第2 監査の結果

1 一般社団法人南房総市シルバー人材センター	3
2 保健福祉課健康支援課	3

第3 団体の概要

1 一般社団法人南房総市シルバー人材センター	4
2 設立の目的	4
3 事業内容	4
4 組織	4
5 事業報告	5
6 補助金	5

第4 監査委員の意見

1 一般社団法人南房総市シルバー人材センターに対する意見と所見	5
2 保健福祉部に対する意見と所見	6

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、市が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適切に行われているかなどについて実施する監査である。

併せて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、団体に対する所管課の指導・監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

2 監査の対象

(1) 補助金交付団体

一般社団法人南房総市シルバー人材センター

(2) 対象補助金

南房総市シルバー人材センター運営費補助金（令和5年度7,000,000円）

(3) 所管課

保健福祉部高齢者支援課

(4) 対象期間及び範囲

ア 補助金交付団体の令和5年度の事務執行状況のうち、市が交付している補助金に係る出納その他の事務の執行状況

イ 補助金交付団体に対する所管課の補助金交付事務

3 監査の実施日

令和6年12月18日から令和7年3月21日まで

4 監査の着眼点

(1) 団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は、適時に行われているか。

- ウ 事業は、計画に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
- オ 領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- カ 補助金に係る収支の会計経理は、適正か。
- キ 補助金の執行に関し、内部統制は、有効に機能しているか。
- ク 精算報告は、適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は、適切か。
- ケ 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- コ 損現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は、適切か。
- サ 団体の監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

(2) 所管関係

- ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- ウ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- エ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- オ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- カ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- キ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- ク 実績報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。
- ケ 補助金交付団体への指導監督（状況の調査又は報告）は、適切に行われているか。
- コ 補助金の必要性を見直す仕組みがあるか。
- サ 補助金により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- シ 補助金の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ス 補助金の受領団体の事務が市内部で行われていないか。

5 監査の実施内容

南房総市監査基準に準拠し、対象団体より提出された資料及びその他関係書類に基づいて、関係書類の閲覧、関係職員の説明聴取等必要と認めた監査手続を実施した。また、上記補助金に係る事務の執行について、所管課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、関係書類の閲覧、関係職員の説明聴取等必要とする監査を実施した。

第2 監査の結果

前記、1から5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった補助金交付団体の当該補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていることがおおむね適正であると認められた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

1 一般社団法人南房総市シルバー人材センター

補助金に係る事務文書に簡易な記載誤りがあったので、再発防止に務められたい。
例規等の整備に関しても、今一度の確認をお願いしたい。

2 保健福祉部高齢者支援課

(1) 補助金に係る事務文書

補助金に係る事務文書に記載誤りがあったが、訂正されることなく決裁が行われていた。事務の確認と共に、再発防止に務められたい。

(2) 実績報告時の審査

実績報告の際には、提出資料をもとに確認が行われているが、補助対象経費額と実際の支出を証明する帳票等との照合、チェックは行われていない。

実績報告時の審査にあたっては、提出書類の照合確認だけではなく、補助対象経費の支出が確認できる帳票類との照合確認を行なうべきである。

(3) 補助金交付団体への指導監督（状況の調査又は報告）

南房総市補助金等交付規則に基づく事務処理を行うよう指導監督を徹底すべきである。

第3 団体の概要

1 一般社団法人南房総市シルバー人材センター

主たる事務所	設立年月日	代表者
千葉県南房総市和田町松田828番地 和田地域福祉センター「やすらぎ」内	平成21年4月1日	代表理事 水嶋 誠二

2 設立の目的

南房総市内に居住する定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた就業機会を確保し、組織的に提供すること等により、就業を援助し、生きがいの充実、社会参加の推進を図り、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体である。

(センター定款第3条)

3 事業内容

- (1) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 高年齢者の就業に関する調査研究
- (3) 高年齢者の就業に関する相談
- (4) 臨時的かつ短期的な就業（雇用による者を除く）またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用による者を除く）を希望する高年齢者のための就業機会の確保及び組織的な提供
- (5) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会などの実施
- (6) 公共施設の受付、清掃、管理等の受託
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

(センター定款第4条)

4 組織

- (1) 役員 12名（理事10名〈会長1名、副会長4名を含む。〉、監事2名）
- (2) 会員数 172名（令和6年3月末日現在）

5 事業報告

令和5年度の事業報告は、次のとおりである。

年間受注件数 1, 7 6 2 件（派遣4件含む）

年間契約額 請負：3 6, 8 1 1, 8 8 3 円

年間就業延日人員 6, 5 8 4 人

6 補助金

南房総市シルバー人材センター運営費補助金

同補助金は、一般社団法人南房総市シルバー人材センターの健全な運営を図りもって高齢者福祉の増進に資するため「南房総市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱」の規定により7, 0 0 0, 0 0 0 円を交付した。

○補助金の交付申請状況

(単位：円)

区 分	交付決定	交付確定
申 請 日	令和5年4月3日	令和6年3月31日
決 定 日	令和5年4月3日	令和6年3月31日
補 助 金 額	7, 0 0 0, 0 0 0	7, 0 0 0, 0 0 0

○補助金の支出状況

(単位：円)

区 分	概算払支出命令	精算書
請 求 日	令和5年4月4日	令和6年3月31日
支 払 日	令和5年4月13日	—
補 助 金 額	7, 0 0 0, 0 0 0	7, 0 0 0, 0 0 0

第4 監査委員の意見

1 一般社団法人南房総市シルバー人材センターに対する意見と所見

補助金に係る事務文書に簡易な記載誤りがあったことから、再発防止に務められたい。また、多額の繰越額を保有されていることから、高齢者福祉の増進と、円滑な運営を確保するため、その役割を効果的なものとするよう、繰越金を有効活用するための方策を検討されたい。

2 保健福祉部に対する意見と所見

補助金に係る事務文書に記載誤りがあったことから、事務の確認と再発防止及び団体に対する指導に務められたい。

また、運営費補助金の交付要綱が整備されているが、補助対象経費について実情を精査し、合理的かつ効率的な事業運営ができるよう内容の検討をされたい。

南房総市シルバー人材センター運営等の安定化に向けた組織等を見直す中、令和5年度に経営改善計画を策定し、この計画の管理項目を実施できるよう進めており、今後は改善できるよう努めてもらいたい。

引き続き、補助事業の効果的な検証や指導を実施し、一般社団法人南房総市シルバー人材センターが自主事業を拡大し、より自立的な事業運営を図れるよう積極的な指導に努められたい。